

令和4年2月 17 日

各事業所・施設管理者 様

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課長

大阪府新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所・施設における
感染防止対策支援事業補助金の申請期限について(再通知)

日ごろから本府福祉行政の推進にご協力をいただき、ありがとうございます。

本府におきましては、令和3年10月1日から令和3年12月31日までに購入した、感染防止対策に要する衛生用品及び備品の購入費用について支援を行う「大阪府新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所・施設における**感染防止対策支援事業補助金**」を実施しております。

つきましては、本補助金の**申請期限が令和4年2月28日(月)【必着】**と迫っておりますので、申請をご予定の事業所・施設におかれましては、期限までにご申請いただきますよう、お願いいたします(すでにご申請いただいている場合はご容赦ください)。

なお、本補助金の申請手続き等の詳細については、大阪府ホームページにてご確認ください。

記

1. 申請期限

令和4年2月28日(月曜日)【必着】

2. 補助対象経費

衛生用品(マスク、手袋、消毒液等)及び備品(パーテーション、パルスオキシメーター)

3. 補助対象事業所

令和3年度介護報酬改定において、基本報酬の0.1%上乘せ特例の対象とされていた介護サービス事業所・施設※

4. 申請方法

(1) 通常の介護報酬請求を大阪府国民健康保険団体連合会へ電子請求で行っている事業所・施設

❶ 国保連合会の電子請求受付システムにより電子申請してください。

(2) 通常の介護報酬請求を紙・CD等で行っている事業所・施設

❶ 大阪府へ申請書等を印刷して送付してください。

国保連合会に登録されている口座が債権譲渡されている場合や、通常の介護報酬請求を代理申請・介護ソフト等で行っている事業所・施設で電子請求受付システムのID・PWがわからない場合も、大阪府へご申請ください。

5. 大阪府ホームページ

「大阪府新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業補助金について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/koreishisetsu/kansenboshi-kaigo/index.html>

※ 医療系の介護サービスを行う医療機関等（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所等）が、医療の補助金（令和3年度新型コロナウイルス感染症拡大防止継続支援補助金）を受給された場合、本補助金は申請できませんのでご注意ください。

【お問い合わせ先】

大阪府 福祉部 高齢介護室 介護事業者課
感染防止対策支援事業補助金担当

電話番号：06-4397-3584

（平日 午前9時30分～午後6時）